

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和元年9月30日付けで行った、「管理票（県一連番号〇〇－〇〇）（課所A保有分）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）、「管理票（県一連番号〇〇－〇〇）（課所B保有分）」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）、「管理票（県一連番号〇〇－〇〇）（課所C保有分）」（以下「本件対象保有個人情報3」という。）及び管理票（県一連番号〇〇－〇〇）（課所D保有分）」（以下「本件対象保有個人情報4」という。）の部分開示決定に対する審査請求は、不服申立ての利益がないものと認められるため、却下すべきである。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、令和元年9月10日付けで、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇日付富田邦敬さいたま県警本部長宛て実況見分調書の真偽について（依頼）をしたところいまだ回答がない。処理状況の分る文書及び回答の見通しが分るもの」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、条例第22条第2項の規定に基づき、令和元年9月25日付けで本件開示請求に対する開示決定等の期間延長について、審査請求人に通知した。

ウ 実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、令和元年9月30日付けで本件対象保有個人情報1～4の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（2）審査請求の経緯

ア 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づき、令和元年10月9日付け（審査請求書記載日付）で、実施機関の上級行政庁である埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、本件処分の取消しを求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。なお、諮問庁の收受日は令和元年11月26日である。

イ 諮問庁は、審査請求書の形式的要件に不備があるとして、令和2年1月24日付けで法第23条の規定に基づき、審査請求書人に補正を求めた。

ウ 諮問庁は、令和2年1月28日に、審査請求人から補正書の提出を受けた。

(3) 審議の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和2年6月3日付けで、諮問庁から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書の写しを受理した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和2年6月15日、諮問庁の職員からの意見聴取を行った。

ウ 当審査会は、本件審査請求について、令和2年7月29日、諮問庁から意見書の提出を受けた。

エ 当審査会は、本件審査請求について、令和2年9月9日、実施機関に対して質問を実施した。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分にかかる文書の特定について

本件開示請求に対し、実施機関は本件処分において本件対象保有個人情報1～4を特定している。

なお、本件開示請求と同日に、審査請求人から別途、「管理票に記録された私の個人情報すべて」との保有個人情報開示請求がされたが、これについては令和元年11月8日付け文情第1576号、同第1577号、同第1578号及び同第1579号において管理票19件を特定のうえ部分開示決定をし、審査請求人は令和元年11月12日に同管理票を閲覧し、写しの交付を受けている。

(2) 審査請求人の主張に対する意見

ア 弁明書

本件処分は、「〇〇日付富田邦敬さいたま県警本部長宛て実況見分調書の真偽につ

いて（依頼）をしたところいまだ回答がない。処理状況の分る文書及び回答の見通しが分るもの」について行ったものであるため、審査請求人の主張は事実と相違しており、本件開示請求と別件の開示請求を混同している。

また、審査請求人は審査請求書において、〇〇日付け実況見分調書の真偽について（富田邦敬埼玉県警本部長宛て）関係は開示交付が行われたと述べているが、これは本件処分に係る文書が漏れなく開示交付されたことを審査請求人が認めているものである。

以上のとおり、審査請求人は本件開示請求と別件の開示請求を混同し、別件の開示請求の処分において特定されるべき保有個人情報特定されていないとして、本件処分の取消しを求めているが、実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報を全て特定し本件処分を行い、それについて審査請求人は既に関覧し、写しの交付を受けていることから、審査請求人による本件処分が特定すべき文書を特定していないとの主張については否認する。

イ 意見書

実施機関は本件開示請求を受けて、本件対象保有個人情報1～4を特定し、不開示情報を除き開示することを決定したものであり、本件処分は適正である。

そもそも開示決定処分は、開示請求時点で実施機関が保有している保有個人情報を、条例に定められた手続に従って開示の決定をする処分であることから、事案の取扱い又は公文書管理の適否が、処分の内容に影響を与えるものではない。

5 審査会の判断

審査請求人は、本件処分の取消しを求めており、その理由として、特定すべき文書を特定していないことが違法であること、本件対象保有個人情報4について、4枚目は決裁印があるが処理責任者欄等が空白となっていることは違法であり、空白の理由と適正な手続で処理されたことの証明を求めること及び5枚目は決裁印がなく決裁文書となっていないため違法であり、決裁印がない理由を求めることを主張しているため、これらについて検討する。

(1) 本件処分に係る文書の特定について

審査請求書に記載されている審査請求に係る処分の内容は、「高木伸一郎埼玉県警本

部長がした令和元年9月30日付け文情第1364号の保有個人情報部分開示決定処分」である。

実施機関によれば、当該処分即ち本件処分は、審査請求人が令和元年9月10日付けで、実施機関に対し「〇〇日付富田邦敬さいたま県警本部長宛て実況見分調書の真偽について（依頼）をしたところいまだ回答がない。処理状況の分る文書及び回答の見通しが分るもの」として保有個人情報の開示請求を行ったことに対するものであるとしている。

これに対して、審査請求人は審査請求の理由において、「管理票に記録された私の個人情報すべて」を請求内容とした開示請求に対して、実施機関は特定すべき文書を特定していないと主張しているため、このことについて検討する。

実施機関の弁明書によれば、審査請求人は、令和元年9月10日に実施機関に対して本件開示請求である「〇〇日付富田邦敬さいたま県警本部長宛て実況見分調書の真偽について（依頼）をしたところいまだ回答がない。処理状況の分る文書及び回答の見通しが分るもの」と、別件の開示請求である「管理票に記録された私の個人情報すべて」の2件の保有個人情報開示請求を行っている。

本件開示請求に対しては、実施機関は、令和元年9月30日に保有個人情報部分開示決定通知書（文情第1364号）により本件処分を行い、令和元年10月4日に本件処分に係る保有個人情報を開示し、写しを交付している。また、別件の開示請求に対しては、実施機関は、令和元年11月8日に保有個人情報部分開示決定通知書（文情第1576号、同第1577号、同第1578号及び同第1579号）により処分を行い、令和元年11月12日に当該処分に係る保有個人情報を開示し、写しを交付している。

このため、実施機関は、審査請求人が本件開示請求と別件の開示請求を混同している旨の主張をしている。

当審査会としては、審査請求人の主張を確認すべく口頭意見陳述の意向を打診するも、希望しない旨の回答がなされ、さらに時期を変えて、重ねて審査請求人に実施機関の弁明書に対する意見書の提出を求めるも、期日までに提出がなかったことから、事務局職員に、実施機関が保有する別件の開示請求に係る文書を確認させたところ、実施機関の主張するとおりの開示決定及び開示の実施の記録が認められた。

そうすると、審査請求人の「管理票に記録された私の個人情報すべて」を請求内容

とした開示請求に対して、実施機関は特定すべき文書を特定していないとする主張は、本件開示請求とは別件の開示請求に対して行われた処分に対する不服であることが認められ、本件審査請求の理由としては失当である。

また、審査請求人は審査請求書において、〇〇日付け実況見分調書の真偽について（富田邦敬埼玉県警本部長宛て）関係は開示交付が行われたとしていることから、本件処分に係る文書が特定され、開示及び交付がされたと認めていることが確認できる。

したがって、特定されるべき文書が特定されていないとする審査請求人の主張に理由はなく、不服申立ての利益があるとは認められない。

（２）本件対象保有個人情報４の違法性について

開示請求権を規定した条例第１５条第１項では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と定めているところ、同項に基づく保有個人情報の開示請求に係る決定に対する不服とは、「開示を受けたいのに、開示されないこと」に対する不服であると解される。

本件審査請求において、審査請求人は、本件対象保有個人情報４の４枚目及び５枚目について、空白部分があること及び決裁印がないことが違法であると主張し、その理由の説明と、適正な手続で処理されたことの証明を求めているが、これらの主張は、文書の特定や不開示部分について開示を求めるものとは認められない。

なお、当審査会が実施機関に確認したところによれば、本件対象保有個人情報４として特定した管理票については、県民等から相談等を受けた所属担当者が相談等の内容を警察情報管理システムに入力したのち、当該相談等の対応をすべき所属を指定して入力情報の回付を行うもので、その後の当該相談等の対応状況については回付を受けた所属において処理経過を追加入力するとのことである。また、相談内容によっては当該相談等の対応をすべき所属とは別に情報共有のため関係所属を指定し、入力情報の回付を行うとのことであった。

本件対象保有個人情報４の４枚目については、当初に管理票を作成した課所Ａから、課所Ｄが関係所属として回付を受けて、１～３枚目とともに印刷出力し、回覧の決裁を受けたものであって、その際、４枚目の処理経過については、当該相談等の対応をすべき所属として指定された課所Ｃの処理が未入力であったことから、処理責任者欄等が

空白のまま印刷出力されたものであるとのことであった。課所Dでは、その後、課所Cが処理経過を入力したのち当該情報の回付を受けたが、システムデータのまま保有しており、今回の開示請求を受けて印刷出力して本件対象保有個人情報4の5枚目としたことから、決裁を受けていないとのことであった。

本件対象保有個人情報4には、事案の受理又は処理日情報、入力者の所属及び氏名情報、回付先所属情報が記録されており、それらの情報を見ると、実施機関の説明した管理票の取扱いについて、特段の不自然、不合理な点は認められない。

(3) その他

審査請求人のその余の主張は、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大沢 光、寺 洋平、東谷 良子

審議の経過

年 月 日	内 容
令和 2 年 6 月 3 日	諮問（諮問第163号）を受け、弁明書の写しを受理
令和 2 年 6 月 15 日	諮問庁からの意見聴取及び審議
令和 2 年 7 月 13 日	審議
令和 2 年 7 月 29 日	諮問庁から意見書を受理
令和 2 年 8 月 3 日	審議
令和 2 年 9 月 9 日	実施機関への質問の実施及び審議
令和 2 年 10 月 7 日	審議
令和 2 年 11 月 11 日	審議
令和 2 年 12 月 16 日	審議
令和 3 年 1 月 27 日	審議
令和 3 年 1 月 29 日	答申